

第7章 平常時からの備え

1. 事前段階での調査計画の策定と体制の検討

災害が発生した際に住家被害認定調査及び罹災証明書の交付を円滑に進めるために、調査体制等についてあらかじめ定めておきます。

(この項目で検討する事項)

- ①担当部署と庁内応援体制
- ②災害時に必要な調査員の人員規模の算出
- ③被害認定調査の実務経験者の活用

①担当部署と庁内応援体制

●地域防災計画に住家被害認定業務及び罹災証明書の交付業務並びにそれらの担当部署を位置づけます。

●地域防災計画等に基づき、担当部署、担当業務範囲（統括責任者、コーディネーター）を確定します（詳細は『第2章2. ①被害認定調査の体制の設定』（p. 61）参照）。

◇ 被害認定は、各種支援措置と密接に結びつく重要な業務であることを災害対策本部にも認識してもらい、必要なサポートを受けることも重要です。

例：庁内他部局、消防部局との連携、他地方公共団体への応援要請、被災者からの相談（被害認定関連以外を含む）への対応方針等の全てを、担当部署だけで進めることはできません。

◇ 罹災証明書のうち火災に起因するものについては、消防法による火災損害調査の結果に基づき、消防長又は消防署長がこれを交付している場合や、消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合であって、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、火災に起因するものの被害認定調査や罹災証明書の交付に関する事務について、あらかじめ担当部署を及び担当業務範囲を明確化しておくことが望ましいです。

●災害時に迅速に他市町村等へ応援を要請できるよう、本手引き等を参考に、地域防災計画で想定されている規模の災害が発生した場合に必要な調査員の人員規模を算出します。

②災害時に必要な調査員の人員規模の算出

●本手引き等を参考に、地域防災計画で想定されている規模の災害が発生した場合に必要な調査員の人員規模について、平時に算出しておきます。

◇ この結果をもとに、災害時に迅速に他市町村等へ応援を要請できるようにしておくことが望ましいです。

* 参考：目標期間内に調査を完了するために必要な人数を算出した例（愛知県岡崎市）

- ・岡崎市においては災害時(震災)において1ヶ月（休日を除き20日間）以内に調査を終えるという目標がある。
- ・一次調査(外観調査)について、1班2人で1日につき40棟を調査できると仮定すると、市内およそ18万棟の建物の調査に、225班450人が必要と試算されるが、実際に調査にあたるのは税務部職員が中心であり、発災後すぐに確保できる人員は今のところ40班80人が限度である。
- ・なお、試算の前提はあくまで最悪を想定したものであり、必要に応じ調査期間を見直すことも考えている。

③被害認定調査の実務経験者の活用

●被害認定調査の実務経験者や税務課OB、調査員向け研修受講者を事前にリストアップしておきます。

- ◇ 大規模災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難な場合には、地元の被害認定調査の実務経験者や税務課OBの活用も重要です。
- ◇ このため税務課OBや研修受講者をリストアップしておくことが望ましいです。

2. 応援・受援に係るネットワークと体制の整備

特に大規模災害が発生した場合、被害認定調査や罹災証明書の発行を円滑に行うためには他の団体からの応援人員の受入が必須です。そのためのネットワークづくりや受入のための体制整備を行います。

(この項目で検討する事項)

- ①他の地方公共団体との相互応援体制の構築
- ②関係団体との協定の締結
- ③応援・受援の手続の明確化
- ④応援人員の役割の明確化
- ⑤資機材や宿舎の確保
- ⑥応援・受援のネットワークの維持

①他の地方公共団体との相互応援態勢の構築

●大規模な災害が発生した場合、被害認定業務は短期間で非常に多くの人員を必要とするため、他の地方公共団体からの応援がないと円滑に実施できない可能性があります。このような場合に、他の地方公共団体からの応援を受けられるよう、平時から相互応援態勢の構築に取り組むことが重要です。

◇ 過去の災害においても、他の地方公共団体から応援を受けている被災地方公共団体が多数あります。

●実際に地方公共団体からの応援を受ける場合のパターンは、大きく「被災自治体からの応援要請に基づく応援」による場合と、「応援自治体の判断による応援（いわゆるPush型応援）」の2つに分かれます。

◇ 実際の応援のきっかけとしては、友好都市提携によるものや、歴史的な経緯によるものなど、様々です。

●いずれの場合も、応援要請のきっかけや実際の応援のきっかけの一つとして、災害時応援協定を締結していることが大きなポイントの一つとなっており、災害時応援協定の締結を進めていくことも、相互応援体制の構築の上で重要です。

* 参考：地方公共団体の応援・受援のきっかけの例（岩手県一関市）

- ・豊島区による応援は、義士親善友好都市交流会議を通した災害時応援協定（平成13年締結）に基づき、豊島区からの申し出を受け、一関市から派遣要請を行った。
- ・赤穂市による応援は、義士親善友好都市交流会議を通した災害時応援協定（平成18年締結）に基づき、赤穂市からの申し出を受け、一関市から派遣要請を行った。
- ・田辺市による応援は、全国市長会に対して短期派遣を申請していた友好都市の田辺市（一関市と合併前の旧室根村と昭和58年に友好都市提携）に対し、一関市から派遣要請を行った。

* 参考：地方公共団体の応援・受援のきっかけの例（福島県いわき市）

- ・東日本大震災では、姉妹都市協定を受けている自治体の他、中核市間の相互応援協定や総務省スキームによる派遣により受援をしている。

* 参考：協定締結のきっかけ（岩手県一関市）

- ・田辺市からの応援は合併前の室根村との友好都市連携、豊島区、赤穂市からの応援は義士親善友好都市交流会議がきっかけ。東日本大震災後、義士親善友好都市交流会議に基づいて、応援の実績があった豊島区、西尾市などを含めて、平成25年に広域自治体間での災害時相互応援協定を締結した。

●協定を締結する際、同時被災にも考慮して、遠隔地の自治体とも協定を締結していくことが大規模災害時にも有効です

* 参考：協定締結の状況（岩手県一関市）

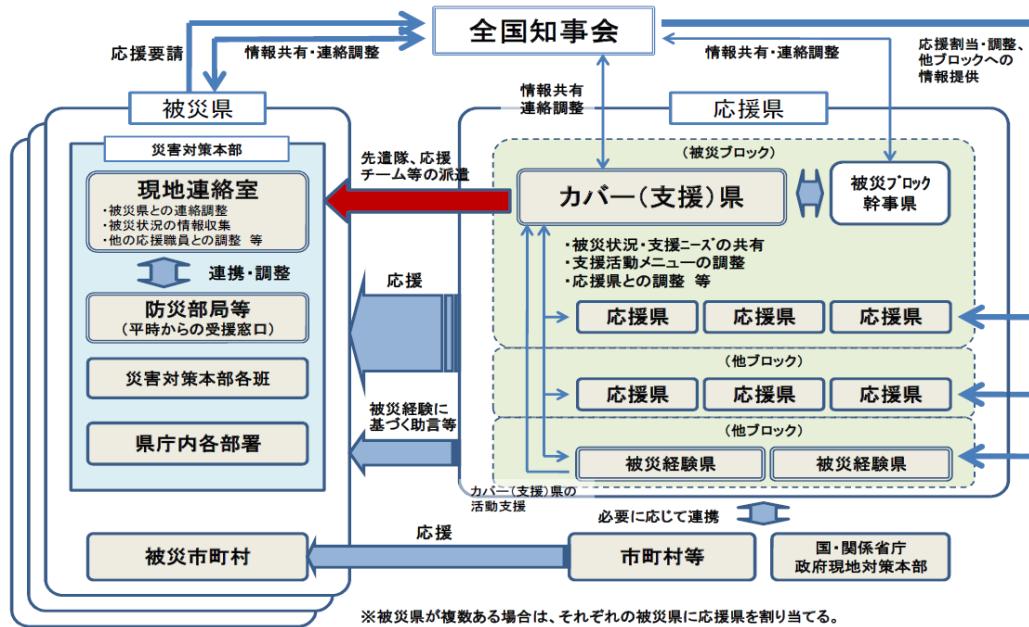
- ・被災が広範囲にわたり、隣接自治体も被害を受けていたため、遠隔の自治体から応援を受けることができる協定は有効であった。

●過去の災害でも、多くの自治体では一般的な災害時応援協定に基づいた応援を実施しており、被害認定業務に特化した内容でなくとも、その内容に基づいて被害認定業務についても応援・受援が可能です。

- ◇ 新たに協定を締結する場合には、応援要員の派遣だけでなく、資機材(下げ振り、デジタルカメラ等)や移動手段等の面でも支援を受けられるようにしておくと良いでしょう。
- ◇ 住家の被害調査等の実施に必要な人員の確保に関し、法に基づく職員派遣(法第2章第4節)又は応援(法第67条等)の規定を活用することが可能です(『第2章2. ④★応援人員の要請』(p.68))。
- ◇ 災害を受けた地方公共団体の要請等により行った被災地域の応援等に要した経費については、特別交付税の算定の対象となります(『第2章2. ④★応援人員の要請』(p.68))。

* 参考：都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル
(全国知事会)

- 都道府県相互の広域応援を有効に機能させるために、各ブロックにおいて実務面で整理・検討しておくことが望ましい事項等を「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」として取りまとめ、全国規模の広域応援を実施する際の各都道府県の役割分担を以下のとおり整理している。



※「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月全国知事会東日本大震災復興協力本部）より転載

* 参考：都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル
 （全国知事会）災害発生時に必要と思われる主な応援内容（例）

- 「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」では災害発生時に各都道府県が自律的に被災地方公共団体を支援できるよう、災害の各フェーズにおいて必要と思われる応援内容を、以下のとおり例示している。

時期	対策等	主な応援内容		
		応援要員の派遣	物資・資機材の提供	その他
～発災から初概動ね期3日間	体制の確立	<情報収集> ・情報収集体制の確立 ・先遣隊等の派遣 <応援・受援体制の確立> ・現地連絡室等の設置 ・後方支援本部等の設置		
	救助・救急活動	緊急消防援助隊の出動 警察災害派遣隊の出動		
	消火活動	緊急消防援助隊の出動		
	医療活動	DMAT・救護班の派遣		ドクターへりの出動 傷病者等の受入
	建築物等危険度判定	被災建築物応急危険度判定士等の派遣		
	社会基盤施設の緊急対策 (土砂災害危険箇所緊急点検等)	土木職員等の派遣	資機材の提供	
	避難者対策	避難所運営支援要員の派遣		
	広域避難	避難調整要員の派遣		避難者、傷病者等の受入、避難所、公営住宅等の提供
	生活物資の供給	物資集積・配送拠点要員の派遣	食品、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料等の提供	
	給水	給水要員、給水車の派遣		
～避難所応急対応～仮設住宅復旧期	健康対策	保健師等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣		
	生活衛生対策	し尿くみ取り作業員等の派遣 消毒薬配布要員		
	防疫対策		仮設トイレの提供 消毒薬等の提供	
	遺体の葬送			遺体の火葬
	応急仮設住宅の整備・確保	建築職員等の派遣	資機材の提供	
	社会基盤施設の応急復旧	土木職員等の派遣	資機材の提供	
	水道の応急復旧	水道技術職員の派遣	資機材の提供	
	下水道の応急復旧	専門職員の派遣	資機材の提供	
	災害廃棄物の処理	専門職員の派遣		災害廃棄物の受入
～仮設住宅復旧期～復興期	被災者の生活支援	住民相談窓口要員等の派遣		
	市町村事務全般の支援	家屋被害認定調査、罹災証明書の発行要員		
	学校教育機能の回復	教員等の派遣		
	文化財の保全	専門家等の派遣		
	災害ボランティアの活動促進	ボランティアコーディネーターの派遣		ボランティアバスの運行
	社会基盤施設の復旧	土木職員等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣		
～復興期～復興期	被災者生活支援窓口要員	住民相談窓口要員等の派遣		
	市町村事務全般の支援	復興計画の策定等の応援		

※「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月全国知事会東日本大震災復興協力本部）より転載

* 参考：関西広域連合と九州地方知事会との間での災害時相互応援協定（関西広域連合11団体、九州地方知事会）

- ・カウンターパート方式（被災地方公共団体に特定の応援地方公共団体を割り当てることにより、責任を持って継続的に応援する方式）により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、船舶等の輸送手段の確保、医療支援等の応援を実施する。

1 協定名

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

2 協定の概要

大規模災害への備えに万全を期するため、九州地方知事会と関西広域連合が全国初の地方ブロック間の相互応援協定を締結。

3 協定の内容

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、船舶等の輸送手段の確保、医療支援等の応援を実施します。

4 構成地方公共団体

(1) 関西広域連合11団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

(2) 九州地方知事会

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5 協定締結日

平成23年10月31日（月）

出典：関西広域連合ホームページ、http://www.kouiki-kansai.jp/kouikibousai/data_upload/1394613779.pdf

* 参考：関西広域連合と関東九都県市との間での災害時相互応援協定（関西広域連合11団体、九都県市9団体）

- ・カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。

1 協定名

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

2 協定の概要

大規模災害への備えに万全を期するため、九都県市と関西広域連合という、我が国の東西に位置し、政治・経済・文化等の多様な資源が集積する二つの圏域による相互応援協定を締結。

3 協定の内容

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施します。

4 構成地方公共団体

(1) 関西広域連合11団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

(2) 九都県市9団体

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

5 協定締結日

平成26年3月6日（木）

出典：関西広域連合ホームページ、http://www.kouiki-kansai.jp/kouikibousai/data_upload/1394613940.pdf

②関係団体との協定

●大規模な災害が発生した場合、被害認定業務は短期間で非常に多くの人員を必要とします。他の地方公共団体からの応援を求めるほか、民間の関係団体等からの応援を求めることが有効となります。

●過去の災害でも、建築士会や建築家協会、土地家屋調査士会などからの応援を受けており、受援体制を構築する観点から、こうした団体とあらかじめ協定を締結することが有効です。

- ◇ 被害認定調査業務に関して、建築関係団体及び土地家屋調査士会と、罹災証明書交付に関する各種相談対応等に関して、各県の行政書士会と、それぞれ協定を締結した例があります。
- ◇ 民間団体等に住家被害認定調査業務を委託する場合には、委託先へ任せきりにせず、市町村としても調査結果のチェック等を行う必要があります。

*参考：災害時における関係機関からの受援事例（常総市）

- ・常総市では、第2次調査について茨城土地家屋調査士会（平均10人/日、延べ60人日）及び茨城県建築士会（随時）が協力を実施した

⇒参考

「第2章 ④応援人員の手配 b) 民間人や関連団体等に依頼」

●こうした協定締結にあたっては、都道府県が主導的な役割を果たしている事例があります。

⇒参考

「第8章 都道府県の役割」

●協定締結にあたっては、具体的な実施業務や役割分担、資機材の確保に関する役割分担、具体的な費用等について明確にしておくことが、円滑な受援を行う上でも重要です。

*参考：市町村と土地家屋調査士会協定事例（静岡県内市町村）

- 協定では、土地家屋調査士会と市町が連携して被害認定調査にあたること、罹災証明に関する住民からの相談対応補助を実施することを規定している。経費については、人件費は負担せず、資機材の費用負担のみを市町負担とし、研修会を年1回開催することを協定内に明記している。

*参考：土地家屋調査士会と自治体間の防災協定の締結状況（土地家屋調査士会）

(平成27年10月1日現在)

都道府県	締結団体数	締結先
北海道	1	札幌市
福島県	5	福島市、郡山市、東白川郡棚倉町、会津若松市、会津美里町
茨城県	1	茨城県
埼玉県	23	さいたま市、所沢市、川口市、坂戸市、ふじみ野市、秩父市、加須市、越生町、小鹿野町、戸田市、鴻巣市、横瀬町、皆野町、羽生市、行田市、吉川市、東松山市、三郷市、蕨市、熊谷市、深谷市、寄居町、長瀬町
千葉県	38	千葉市、鎌ヶ谷市、市川市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、芝山町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、長生村
東京都	5	東京都 、葛飾区、日野市、大田区、台東区
新潟県	3	新潟県 、新潟市、上越市（県、市とも災害支援協定）
富山県	1	射水市
石川県	1	金沢市
福井県	5	福井市、坂井市、敦賀市、越前市、鯖江市
山梨県	27	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、北杜市、山梨市、笛吹市、甲州市、富士吉田市、昭和町、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、早川町、西桂町、富士河口湖町、道志村、小菅村、丹波山村、中山湖村、忍野村、鳴沢村
岐阜県	43	岐阜県 、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、東白川村、白川村
静岡県	36	静岡県 、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	42	豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、碧南市、豊田市、西尾市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、弥富市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	18	三重県 、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、龜山市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	1	滋賀県
大阪府	2	吹田市、茨木市
和歌山县	1	和歌山县
鳥取県	1	鳥取県
広島県	3	吳市、福山市、東広島市
徳島県	1	徳島県
愛媛県	20	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	1	高知市
長崎県	4	長崎県 、長崎市、諫早市、島原市、
熊本県	2	熊本県 、熊本市
大分県	1	大分県
宮崎県	1	宮崎県
鹿児島県	4	伊佐市、霧島市、姶良市、湧水町
合計	291	

注)公嘱協会・支部等が締結主体のものも含む。太字は都道府県。

資料)日本土地家屋調査士会連合会「土地家屋調査士白書2016」

- 相互応援協定に限らず、過去に被災経験のある自治体からの受援は、被害認定調査も含めた災害対応業務全般について非常に有効です。

*参考：ネットワークおぢやの概要

- ・平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震を契機として、災害現場で得た教訓や知識を収集・記録・発信することを目的として、関係者間のネットワーク組織「中越地震災ネットワークおぢや」を平成17年10月に任意団体として設立
- ・趣旨は中越地震時、災害対応経験のある自治体からの適切なアドバイスによりよい対応へつながった経験を踏まえ、災害時の初動対応体制の確立に重点を置いており、被害認定調査の支援も行っている。

(平成29年6月30日現在)

都道府県	加入自治体（都道府県・区市町村）
東京都	杉並区、国分寺市、多摩市、あきる野市、日野市、町田市、狛江市
神奈川県	南足柄市、小田原市、開成町、山北町、秦野市、座間市
茨城県	守谷市、取手市、日立市、土浦市、常総市
栃木県	大田原市
埼玉県	戸田市、草加市、八潮市、所沢市、深谷市
群馬県	太田市
山梨県	南アルプス市、上野原市、富士川町、北杜市
三重県	松阪市、四日市市、津市、伊勢市
兵庫県	神戸市
福島県	只見町、北塙原村、南相馬市、浪江町
新潟県	新潟市、三条市、十日町市、見附市、燕市、妙高市、聖籠町、湯沢町、加茂市、長岡市、柏崎市、出雲崎町、津南町
長野県	飯田市、喬木村
奈良県	奈良県
千葉県	浦安市、流山市
富山県	富山市
静岡県	富士市、裾野市、小山町、御殿場市、富士宮市、磐田市、焼津市、三島市、藤枝市
石川県	穴水町、輪島市、小松市
愛知県	田原市、清須市、新城市
愛媛県	今治市
大阪府	大阪市
福岡県	北九州市
岩手県	久慈市

注) 事務局:新潟県小千谷市、常葉大学

資料) ネットワークおぢやウェブサイトより作成

- ・活動として、まずネットワークおぢや会員団体に対する研修会の開催がある。内容には災害対応に係る全般の研修と被害認定調査研修の2種類を実施している。
- ・また、会員団体が被災した際に、主に事務局がまず先遣隊として被災地に入り、必要性を判断した上で、ネットワークおぢや会員団体内で調整し、人的応援を実施している。先遣隊派遣時の旅費等は、ネットワークおぢやの財源から拠出し、応援職員派遣や被災団体での活動に係る費用は派遣元団体の負担としている。

③応援・受援の手続の明確化

- 災害時に円滑に応援・受援を行うためには、応援・受援の判断基準や方法を「応援・受援計画」等としてあらかじめ定めておく必要があります。
- 具体的には次のような内容を決めておくことが必要です。その際、すでに各地方公共団体で定められている地域防災計画などに記載があれば、その内容に基づいて定めます。また協定において具体的な手順や書式等が明確になっている場合は、その内容に基づいて整理します。

* 参考：応援・受援の手続きで定めておく内容例

1. 応援手続き

①応援実施の判断

- ・先方からの応援要請に基づいて実施
- ・被害程度が○○と想定される場合は、応援要請がない場合でも先遣隊を派遣。その内容に基づいて応援の必要性を判断。
 - ※先遣隊の構成(○○課 ○人……)
 - ※先遣隊の移動手段(公用車○台……)
 - ※先遣隊の必要物資(食料 ○○人○○日分……)

②応援方法

- ・職員の選定の方法(業務内容に合わせて○○課にて選定)
- ・職員の持参物資(食料○○人……)
- ・応援職員の移動手段

2. 受援手続き

①応援要請を行うタイミング

- ・意思決定者を○○とさだめ、応援を必要と判断した場合に応援要請を行う。
- ・応援を行う内容

- －必要人員数、必要な資格など

- ・応援要請先

②応援人員の受け入れ体制

- －応援人員の集合場所

- －総務や人事部局と実際に被害認定業務を実施する部署との役割分担

- －応援人員に対する業務指示命令体制

③応援人員に対する研修や情報共有の方法

- －応援人員に対する研修や業務管理の方法

- －応援職員等の交代に関する対応の方法

④受援の終了の判断と方法

- －受援終了の判断のタイミング・判断基準や意思決定者

* 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）

- ・内閣府では、平成28年10月に「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置し、学識経験者や地方公共団体、民間企業、ボランティア団体の委員等の意見を聞きながら検討を重ね、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。
- ・ガイドラインには、応援・受援の基本的な考え方や基礎知識をはじめ、応援・受援班を設けることなど、地方公共団体が応援の受け入れ体制の整備を推進するにあたり、参考となる事項が記載されている。

出典：内閣府ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

* 受援計画の例（兵庫県 神戸市）

- ・兵庫県神戸市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害時に他の自治体や関係機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、学識経験者を交えた「神戸市災害受援計画策定委員会」等において検討を重ね、応援受入本部の設置や受援担当者の指定、応援者に求める経験・資格等の指定、民間に協力を求めることが可能な業務の選定などを盛り込み、実用的なマニュアルとして活用できる「神戸市災害受援計画」を策定している。
- ・同計画では、各部・区本部における受援対象業務として、地域防災計画に記載している災害時特有の緊急業務だけでなく、経常業務も含めて、「受援対象業務」を選定した上で、総則として応援受入に関する考え方等を整理している。また、それぞれの受援対象業務について業務フローと業務内容等を定めたシートを作成し、対応計画としてまとめた。

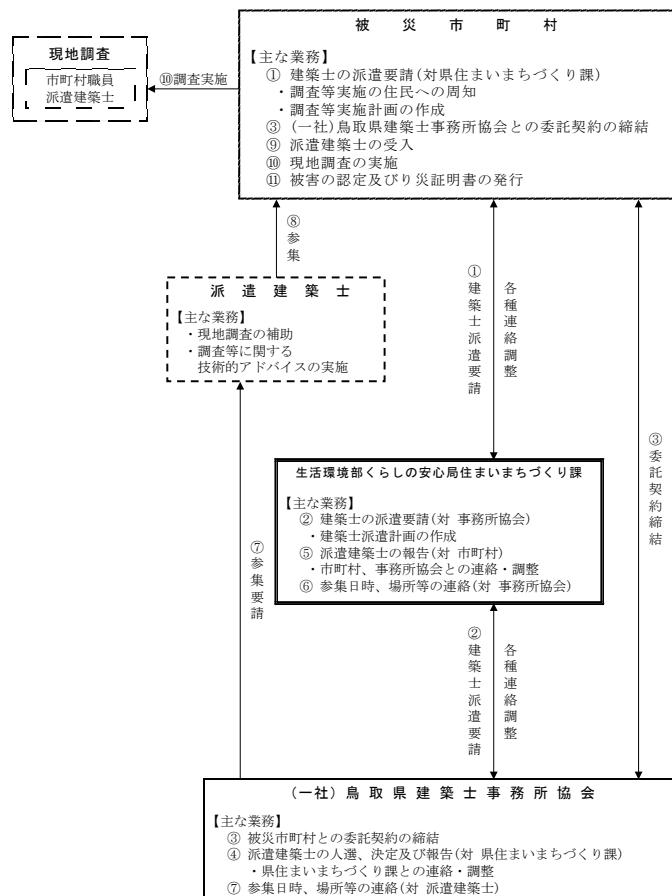
■緊急業務 □経常業務		ピーク時期	
		■ 初動対応期	■ 応急対応期
		□ 復旧復興初動期	□ 該当なし
受援シート【作成例】			
神戸市地域防災計画 地震対策編応急対応計画 第12章			
(業務名) 被災建築物応急危険度判定 (担当課) 都市計画総局安全対策課			
応援者の行う具体的な業務		被災建築物の応急危険度判定を行う。	
応援者に求める具体的な職種・必要資格		被災建築物応急危険度判定士として都道府県知事等の認定を受けた者。	
I 情報処理活動 情報収集・共有体制 (その他) ■会議・ミーティング (実施前) 被災状況、判定調査方法、判定調査区域等のガイダンス ■朝礼・終礼 (実施後) 判定結果、被災状況に関する新たな情報の共有			
II 指揮調整体系 指揮命令者 (正) 安全対策課長 (副) 安全推進係長 受援担当者 (正) 建築指導部課長級・係長級 (副) 担当者			
III 現場対応環境 執務スペース (場所) □有 ■無 (検討中) □無 (不要) 地図・資料 (内容) ■有 □無 (検討中) 口ペア活動 □無 (不要) その他資機材 (既存) ■有 □無 (検討中) 判定用資機材 (調査表、ステッカー、マニュアル、腕章等) □無 (不要) (検討中) 被災状況によっては資機材の支援要請もあわせて行う			
①被災建築物応急危険度判定マニュアル ((財)日本建築防災協会発行) ②神戸市被災建築物応急危険度判定 實施本部業務マニュアル			
IV 民間との協力関係 民間の受入れ □可 } □一般ボランティア ■一部可 } ■専門職ボランティア □不可 } □企業 □NPO・NGO □その他 (地域住民) 協定 ■有 □無 (検討中) □無 (不要) 協定の締結先 (検討中も含む) 近畿被災建築物応急危険度判定協議会 (兵庫県 (支援本部) から他自治体及び民間判定士へ協力要請)			
その他特記事項 地震防災マップ (平成17年2月、内閣府発行) 「②地域の危険度マップ」危険度5以上 (地域内の建物の中で全壊が10%以上) の区域を住宅地図と照合し、被害棟数26,000棟と算出。 判定士2名で1チーム、1チーム1日あたり15棟判定を行う。 26,000棟÷15棟×2人=のべ約3,500人 【連絡先: 都市計画総局建築指導部安全対策課 322-5596 (内線5122)、FAX322-6116(内線7616)】			

* 参考：建築士の技術支援を受ける際のマニュアル（鳥取県）

「『り災証明書発行に係る住家の被害認定業務』技術支援マニュアル」

- ・市町村、県、建築士の各々の業務が定められており、被害認定業務の支援を要請する側と要請を受ける側の実施すべきことが明確に整理されている。
- ・市町村、県、建築士の各々の業務及び派遣に係るやり取りについてフローに整理されている。

り災証明の調査実施体制フロー



出典：鳥取県ホームページ、http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/139643/bousai_fukkyuu_manual_201611.pdf

* 行政職員の受援体制の例（岩手県一関市）

- ・派遣職員の受け入れ手続き等については、職員課が所管し、実際の応援業務については、税務課が所管した。受け入れ日には職員課が出迎えを行い、説明会、市長からの激励、幹部職員への紹介を毎週行った。派遣元への帰庁時には副市長から感謝の言葉を伝えている。
- ・派遣受け入れ初日の午前中は、職員課主導で被災実態把握のために陸前高田・気仙沼等への視察等を行うこととしていた。午後には税務課から被害認定調査についての研修を「被害認定調査についての概要」を作成して実施した。翌日火曜日から金曜日まで被害認定調査に同行し、応援職員は金曜日に帰京した。

* 関係団体からの受援体制の例（福島県いわき市）

- 建築士会から受援をしているが、建築士会で独自に研修を実施している他、市とも合同で研修を行うことで、被害程度の判定に関して相互にぶれがないように留意した。

* Push型の応援の例（ネットワークおぢや）

- 災害発生時に、会員団体が被災した場合、主に事務局がまず先遣隊として被災地に入り、必要と判断すれば、会員に対して応援依頼・応援調整を実施している。
- ネットワークおぢやは、特に初動対応の迅速化の観点から、被災会員団体における被害認定調査のコーディネート・現地での調査支援を実施している。会員団体の調整後、ネットワークおぢやからの派遣職員と被災団体の職員が2名1組、ないしは3名1組のペアを組成し被害認定調査に従事することとしている。
- 静岡県小山町への支援では、約1週間程度職員の派遣を行っている。また、東日本大震災時に液状化被害を受けた千葉県浦安市に対しては、派遣期間を2回に分けて、約1ヶ月にわたり職員派遣を行った。職員1名あたりでは約1～2週間程度派遣されている計算である。浦安市は、当時被害認定調査のノウハウがほぼなかったため、小千谷市、柏崎市、輪島市の経験豊富な職員を先遣隊として派遣し、被害認定調査全体をコーディネートした。
- 先遣隊派遣の明確な基準はないが、地震の場合は会員団体の中で震度4以上の地震が発生した際は、必ず電話連絡をして被害状況の確認を行っている。現状、対象災害は、地震が中心となっている。なお、災害時の応援派遣については「災害時応援派遣に関する申し合わせについて」において、詳細に規定しており、応援期間はおおむね1ヶ月を目処としている。
- なお、小千谷市から職員を派遣する場合は、危機管理課に所属するかどうかにかかわらず、中越地震の際に被害認定調査を経験した職員を各課から集めて対応することとしている。
- また、当時の対応職員が講師を務める際には現役の税務課職員も立ち会わせて、いずれ講師になれるよう、経験知の継承に重点を置いている。

* 参考：応援人員の受入調整における留意事項（宮城県仙台市）

- 応援人員の受入調整においては下記事項について留意する必要がある。
 - 受入担当部署（応援を必要とする業務内容の把握）や責任者・担当者の決定（受入時の業務概要等についての研修を含む。）
 - 連絡先の情報共有・調整
 - 派遣職員メンバー表の管理（名簿、派遣期間、業務内容等）
 - 派遣地方公共団体の事情（勤務時間や勤務日の制限等）の確認
 - レンタカーの必要性の有無
 - ケガ、事故があった場合の対応方法の事前周知と事後における派遣元への連絡
 - 派遣元への経過報告、御礼

④応援人員の役割の明確化

●応援人員の班編成の方法や班の中での役割分担について検討しておきます。

- ◇ 一般的に他の地方公共団体からの応援職員については、応援職員の派遣期間が短く引き継ぎが困難であることや、現地不案内などの観点から、原則被災市町村の職員とセットで班を構成し対応します。
- ◇ 関係団体からの応援人員についても市町村の調査であることを明確にする観点から、原則被災市町村職員が同行する形で対応します。
- ◇ 班の中での役割分担については、応援職員の過去の被害認定業務の業務経験も勘案して実施することが望ましいです。過去に業務経験がない場合には、写真撮影や計測などの調査補助を行うような役割分担が想定されます。
- ◇ また、他の関係団体からの応援人員については、その専門知識を活用して、被災者からの専門的な質問への対応や、非木造など専門的な判断が必要な外観目視調査の実施などの役割が考えられます。

* 被害認定調査の体制と応援人員の役割分担（岩手県一関市）

- ・平常時の家屋調査担当の税務課職員 7名、うち 2名の事務担当の体制で調査を実施した。被災直後は他課業務の応援を行っており、調査業務の開始は平成23年 4月末であった。
- ・罹災証明書は調査と並行して税務課で発行した。被害認定調査は 5名で 2班編成できる体制であった。他課から家屋調査経験者 10名程度を招集して臨時に調査班に組み込み、3～4班程度を構成した。調査は一関市の公用車を用い、1日あたり各班 6～10世帯の調査を行った。
- ・事務担当者 2名は、日中は窓口での調査受付・罹災証明書の発行を行い、夜間は調査結果の入力を行った（1日あたり 100～200件のデータを入力）。
- ・平成23年 8月の受援終了後も、引き続き被災世帯からの調査依頼があったことから、固定資産業務経験のある職員 O B 2名を専任の臨時職員として採用して対応した。
- ・地域理解の障壁もあるので、他自治体からの応援職員は一関市職員と混成チームで構成し、最大10班程度の調査チームを編成して調査を実施した。
- ・現場での調査箇所の特定や調査票記入については一関市職員が主に行い、応援職員は写真撮影や測量などの調査補助および帰庁後の被害評価の入力・算定などの補助業務を行った。

* 被害認定調査の体制と応援人員の役割分担（福島県いわき市）

- ・他市町村からの応援職員は、地理的な要因からいわき市職員との間でペアを組み、調査を実施した。
- ・建築士会からの応援職員は、その専門的知識を活かし、いわき市職員とのペアで 2次調査を実施した。建築士が部位毎の調査や建物の図面作成及び損壊箇所の記入を行い、いわき市職員が清書、点数表への記入、判定結果の記載等を行った。

⑤資機材や宿舎の確保

- 資機材については、応援人員へ持参を依頼するものと被災自治体が用意するものなどにあらかじめ整理し、持参を依頼するものについては、協定先団体との間であらかじめ調整しておくことが必要です。
- また、被災地では、宿舎の確保が非常に困難となりますので、応援人員の宿泊場所についても、検討しておくことが必要です。その際、自治体全体の受援計画との整合性についても留意が必要です。

* 資機材や宿泊場所の確保の状況（岩手県一関市）

- ・応援職員の宿泊場所は、豊島区は区が独自に確保し、赤穂市・田辺市は少人数であったため一関市の職員課が手配した。
- ・調査機材については、税務課で確保できないものもあったので、長靴、防災服、ヘルメット等は持参してもらうことが望ましかった。

⑥応援・受援のネットワークの維持

- 協定は締結するだけではなく、当事者間で定期的に内容を確認する等、平時から協定の実効性を高める取組みを行います。
 - ◇ 連絡先の定期的な確認等による連絡体制の維持が最も重要です。
 - ◇ その上で、協定団体との協力による訓練の実施や被害認定業務に対する理解を深めるための実地研修会の開催も、協定の実効性を高めるために有効です。
 - ◇ 各都道府県が主催する研修の他、市町村相互で研修を実施している例もみられます。

* 応援・受援を想定した図上訓練の実施（九都県市及び関西広域連合）

- ・九都県市では、毎年図上訓練を実施しているが、平成27年度は、関西広域連合から受援をする場合の調整を中心とした訓練を実施した。
- ・具体的には、以下の3点を目的としている
 - －九都県市相互応援に関する協定に基づく九都県市相互及び関西広域連合、防災関係機関等との連携の検証
 - －各都県市の地域防災計画、防災関係機関の作成する災害応急対策に係る規定等の課題の抽出
 - －各都県市災害対策本部等における情報収集・分析・判断等の対応能力の養成
- ・訓練では、関西広域連合との相互連携や九都県市間での情報収集、救援物資・資機材搬送調整などの項目で実施した。

* 参考：災害対応研修（ネットワークおぢや）

- ・研修会は、被害認定調査に関する研修会と災害対応全般に関する研修会の2種類を実施している。いずれも対象は会員団体に限定せず、非会員団体も対象としており、費用は5,000円／人としている（会員は無料）。
- ・災害対応研修では、主に大規模災害を経験した自治体職員、首長等を招いてのシンポジウム、パネルディスカッションを実施し、開催地も持ち回りとしている。
- ・被害認定調査研修会では、新潟県中越地震で実際に被災した家屋を保存したものを活用して、実地研修を実施している。実地研修の都合上、雪深くなる前の10月～11月頃に毎年開催している。
- ・過去の研修参加状況をみると、研修参加者は会員数の増加に比例して増えており、平成27年度は2日間の合計で76名が参加している。
- ・日程は2日間であるが、1日完結の内容で、同じ内容を2回にわたり実施している。1日の研修のうち、午前中は座学で、午後は実地研修、その後また屋内に戻ってフォローを行い、終了となる。丸一日かけて研修を行うが、それでも時間は不足しており、次年度は一泊二日の研修形態での実施を予定している。

開催時期	参加者数 (※括弧内は内、非会員参加者数)	会員数
平成21年11月20日	49 (0)	59
平成22年10月29～30日	69 (16)	58
平成24年10月25～26日	60 (2)	67
平成25年10月10～11日	60 (0)	70
平成26年6月16～17日	49 (2)	75
平成27年10月1～2日	76 (8)	76

資料)小千谷市資料を元に作成

3. 資機材等の準備

発災後、円滑に調査を行えるよう、平時から資機材等を用意しておきます。

(この項目で検討する事項)

- ①災害特性に応じた資機材等の準備
- ②資機材等の管理

①災害特性に応じた資機材等の準備

●被害認定調査に必要な資機材を用意しておきます。調査を行う人員規模を見積もっている場合は、当該人員数の分は用意しておきます。

(資機材等の準備については、『第2章 3. ②調査資機材の調達』(p. 79) を参照してください。)

- ◇ 他部署の備品を活用する場合は、あらかじめリストアップしておき、速やかに借用できるようにしておきます。

②資機材等の管理

●準備しておいた資機材が、いざという時に使えるよう、適切に管理します。

- ◇ 定期的に資機材を使用する等し、点検しておきます。
- ◇ その際、特にバッテリー等の経年劣化する資機材については状態を確認します。

4. 研修等

発災後、円滑に調査を実施するため、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付業務に関する手順をマニュアルとして整理し、研修等によって職員に周知します。

(この項目で検討する事項)

- ①罹災証明書に関するマニュアル等の整備
- ②調査員向け研修
- ③コーディネーター向け研修
- ④訓練
- ⑤被災地地方公共団体への応援による調査実務の習熟
- ⑥研修修了者の名簿への登録

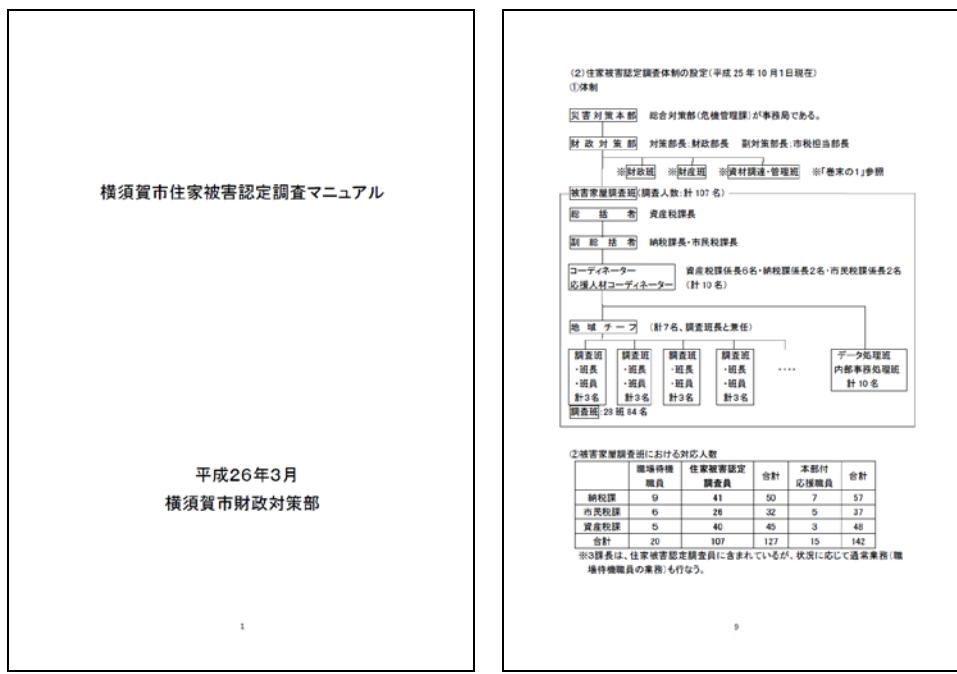
①罹災証明書に関するマニュアル等の整備

●被害認定調査や罹災証明書の交付業務の手順をマニュアルに整理します。

◇ 罷災証明書の交付に関連した業務(住家の被害認定調査、及び交付業務に係る各種業務(広報、会場設営等))について、対応体制、実施事項、必要な資機材等を簡潔にまとめておきます。

* 参考：市町村が作成したマニュアルの例（神奈川県横須賀市）

- ・ 署災証明書交付に関する業務のうち、住家被害認定調査に関する内容にフォーカスしており、調査業務のポイントが具体的に記載されている。
- 調査体制
- 調査に必要な人員規模の計算
- 応援職員の手配（1週間程度の応援が望ましい旨等の留意点についても記載）
- 班編成の考え方
- 調査時の持ち物
- 調査員の1日のスケジュール
- 写真の撮影方法（1枚目は調査票番号、2枚目は調査した家屋の確認や「一見全壊」判定の根拠のために家屋全景を撮影、3枚目以降は判定根拠となる被害箇所を撮影）
- 調査済証の様式



(横須賀市のマニュアル)

* 参考：罹災証明書業務の手順を地域防災計画に規定した例（神奈川県伊勢原市、兵庫県高砂市）

- ・ 神奈川県伊勢原市及び兵庫県高砂市では、地域防災計画の中で、罹災証明書の交付、生活再建の支援について記載している。
- ・ 伊勢原市地域防災計画
http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2013050100031/file_contents/02_.pdf
- ・ 高砂市地域防災計画
(風水害等対策編)
[\(地震対策編\)](http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/19,56506,188,921,html)

<http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/19,56506,188,921,html>

* 参考：罹災証明書の交付に関する要綱の例（岡山県赤磐市）

- ・ 罹災証明書等の交付に関し以下に示す事項等を定めている。
 - ① 証明書の交付の対象となるものは、罹災した住家又は非住家の不動産、動産その他これらに付隨するものであること
 - ② 罹災証明書の交付を受けようとするものは、罹災証明書・罹災届出証明書申請書に罹災状況が確認できる書類等を添付して、市長に申請しなければならないこと、及び当該申請書の様式
 - ③ 内閣府の運用指針に従った調査を行うこと

出典：赤磐市罹災証明書等交付要綱、http://www1.g-reiki.net/akaiwa_reiki/reiki_honbun/r137RG00001135.html

②調査員向け研修

●被害認定調査から罹災証明書の交付に至るまでの業務内容を職員に周知・徹底するため、研修を行います。

- ◇ 内閣府が作成した各種資料を活用する方法が考えられます（テキストは定期的に都道府県に配布されています）。
- ◇ 都道府県が市町村を対象とした研修を行う場合は、内閣府の担当職員が講師として派遣されることもあります。

* 参考：内閣府担当者による研修の例（新潟県）

- ・ 内閣府（防災担当）担当者に講師を依頼し、被害認定調査に係る研修を、平成26年2月に新潟県新潟市で実施した。



(研修の様子)

* 参考：広域連合団体による研修の例（関西広域連合。ただし鳥取県は含まず。）

- ・ 関西広域連合構成団体職員の災害対応能力の向上を図るために、構成団体内の防災担当職員等を対象とした専門的な研修を実施している。
- ・ 「家屋被害認定業務研修」については、平成24年度に大阪府、平成25年度に大阪市、平成26年度に兵庫県で開催した。
- ・ 関西広域連合として研修を実施することで、関西全体の防災力の向上と各構成団体の負担を軽減できるメリットがある。

* 参考：市主催の研修の例（愛媛県松山市）

- 平成25年12月、松山市は、松山市住家等被害調査員、県内市町防災担当職員、及び愛媛県土地家屋調査士会を対象に、災害時の被災者支援や復興推進に必要な家屋被害の調査方法を学ぶ研修会を実施した。

* 参考：民間企業による研修

- 地方公共団体職員を対象に模型を使用した住家被害認定調査に関する研修を行っている民間企業もある。



③コーディネーター向け研修

●調査員とは別にコーディネーター向けの研修を行います。

◇ 「調査員向け研修」では、主に現場に赴き調査等の実作業を行う職員を対象に、各作業の実施手順や資機材の取扱い方、及び被害の判定方法を研修しますが、「コーディネーター向け研修」では、被害認定調査から罹災証明書の交付に至るまでの業務の全体像を俯瞰し、業務を管理する観点から重要な点(調査の進捗管理、1日のスケジュール管理、調査員の安全管理等)に重きを置きます。

* 参考：研修の事例（東京都）

- 東京都では、区市町村職員を対象に、り災証明書発行業務に係る建物被害認定調査から被災者台帳の利活用までをマネジメントできる中核的職員の育成を目的として、「被災者生活再建支援業務マネジメント研修」を実施した。

- 日程：平成26年6月～平成27年2月
- 内容：被災者生活再建支援に係る一連の各業務をマネジメントする観点から以下の研修を7回に分けて実施。

第1回 プロジェクトマネジメントの全体像

第2回 建物被害認定調査

第3回 調査票のデジタルデータ化

第4回 り災証明書発行データベース構築及びり災証明書申請受付・発行

第5回 り災証明書発行マネジメント

第6回 被災者生活再建支援

特別回 WBS (Work Breakdown Structure) とりまとめ報告会

④訓練

●研修で得た知識の定着を図るため、訓練を行います。

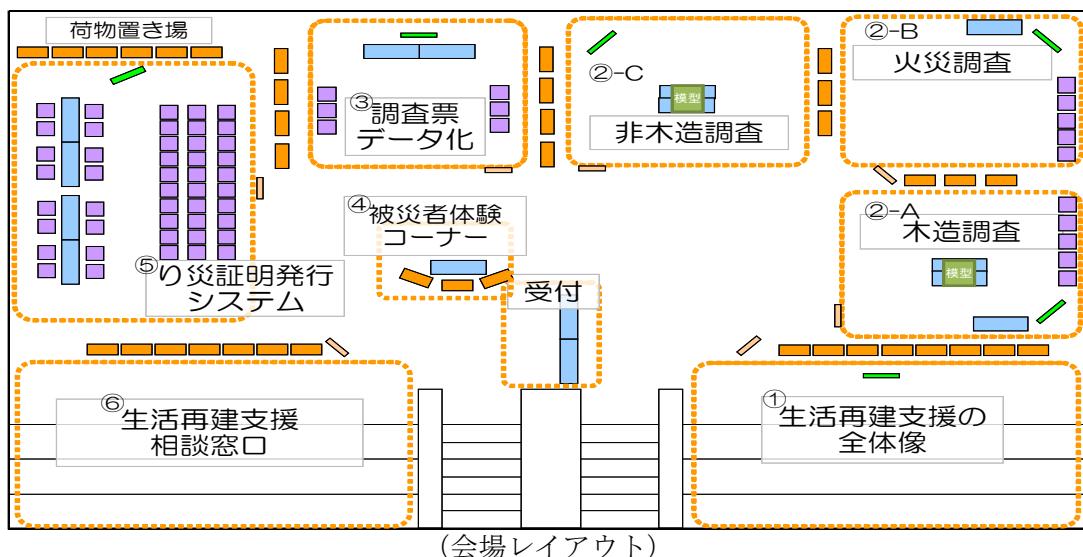
*参考：システムを用いた訓練（東京都）

概要：東京都の総合防災訓練の中で、都独自の被災者生活再建支援システムを活用し、住家被害の認定から災証明書の交付まで、生活再建支援の全体像がわかる訓練を実施。訓練では、区市町村の職員及び東京消防庁等の協力を得て、住民が実際に住家被害認定調査等を体験できる形で実施した。

実績：平成24年度東京都・目黒区合同総合防災訓練
平成25年度東京都・あきる野市合同総合防災訓練
平成26年度東京都・杉並区合同総合防災訓練



(訓練の様子)



*参考：マニュアルの内容を確認する訓練の例（新潟県三条市）

- ・被災家屋の調査について、被害状況等を取りまとめた「防災情報」をもとに、地図等で場所を確認し、職員の出動体制を整える内容の訓練を実施している。
- ・各自がマニュアルに定められた自分の役割に基づき対応する。特段、講師役の職員というものはいない。

* 参考：住民対応に関する訓練の例（新潟県魚沼市）

- ・訓練は、住民への聞き取り対応時の流れや聞き漏らしてはいけない項目等を、調査様式を用いながら確認する内容である。講師は平成23年7月新潟・福島豪雨災害で被害調査を経験した税務課職員（当時対応した職員のうち現職で残っている者）が担当している。
- ・平成23年7月新潟・福島豪雨災害を踏まえ作成した家屋調査のマニュアルに、被害調査に使用する様式等が掲載されており、当該様式を用いて訓練を行っている。

⑤被災地方公共団体への応援による調査実務の習熟

●被災地方公共団体へ応援職員を積極的に派遣し、実務経験を積みます。

- ◇ 被災した地方公共団体から応援を要請された際には、できる限り応じるようにします。
- ◇ また、同一都道府県内で大きな被害を受けた自治体がある場合には、要請を待たずに対応の申し出をすることも考えられます。
- ◇ 調査実務の経験者がいる地方公共団体については、経験者と未経験者を組み合わせる形で派遣すると良いと考えられます。

* 参考：被災地方公共団体への応援による調査実務の習熟事例

(新潟県)

- ・平成26年度の京都府福知山市における水害対応について、支援を実施した。
- ・平成25年度の水害時にも福知山市へ長岡市、柏崎市、小千谷市の職員を派遣したが全員調査経験者であった。
- ・平成26年度は、ノウハウ蓄積という目的もあり、調査経験・未経験を問わず、応援職員の派遣を行った。

(兵庫県)

- ・平成25年4月に発生した淡路島付近を震源とする地震による被害について、家屋被害調査が必要な建築物について、早期に調査を完了させるため、県職員65人、市町職員312人を淡路市及び洲本市へ派遣した。
- ・同県では、調査にあたる職員の育成のために、「家屋被害認定士制度」を設立している。淡路市及び洲本市へ派遣された職員は、同制度で講習を受けた家屋被害認定士を中心に377人が派遣された。
- ・講習を受けたからといって、現場ですぐに調査できるとは限らず、淡路島付近で発生した地震の際にも、調査ができない職員がいた。その意味で、応援として職員を派遣することは、調査実務の習熟につながる。

⑥研修修了者の名簿への登録

●災害発生時に調査体制を速やかに確立できるようにするために、育成した調査員やコーディネーターの名簿を作成しておきます。

- ◇ 各市町村の研修終了者の人数を都道府県が把握しておくと、災害発時における応援職員数の調整に役立てることができます。
- ◇ 調査員やコーディネーターの計画的な育成のため、都道府県が市町村職員等を対象とした研修を行い、研修終了者の名簿を作成しておくことも考えられます。

- ◇ また、県において資格制度を設け、災害発生時に資格保有者を積極的に活用することとしている事例もあります。なお、大規模災害発生時には、多数の調査員が必要であり、資格を保有していない職員も、研修を実施した上で調査員として活用していくことが必要です。

* 参考：資格制度の例

兵庫県)

- ・県職員、市町職員等を災害時に即戦力の調査員として被害調査に従事できる家屋被害認定士として養成し、被害調査の迅速化と統一化を担保することを目的とした「兵庫県家屋被害認定士制度」を設立した。

1 趣旨

平成16年台風第23号災害や新潟県中越地震災害における住家の被害調査において、調査手順が複雑で時間を要することや、隣接市町間で認定結果に差が出る等の課題が顕著になった。

このため、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術を備え即時に被害調査に従事できる「兵庫県家屋被害認定士」制度を平成18年1月に創設し、同年2月から認定士の養成研修を実施している。

2 養成人数及び内訳（平成29年度末）

(1) 養成人数 1,885人

(2) 内訳

- ① 市町職員 1,646人
- ② 県職員 116人
- ③ 民間、関係団体 123人

3 制度概要

(1) 家屋被害認定士の役割

- ・災害時に即戦力の調査員として被害調査に従事
- ・被害調査に関する調査方法、判定方法等の被災者等への説明
- ・調査員となる他の職員等に対する必要な研修・訓練等の実施

(2) 家屋被害認定士の養成対象者

- ・市町職員、県職員、関係団体会員等

(3) 研修内容

- ・被害調査、被害認定と災害救助法及び被災者生活再建支援法
- ・被害認定基準と運用指針
- ・被害調査及び被害認定の業務フロー
- ・地震被害時及び浸水被害時における被害調査の方法と実習
- ・市町における調査員の受け入れ準備

(4) 被害調査に係る市町への支援

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日締結）による。

○家屋被害認定士派遣人数

（県内災害）

派遣を行った災害	派遣先	派遣延人数	期間
平成21年8月 台風第9号	佐用町、宍粟市	329人	15日間
平成25年4月 淡路島地震	淡路市、洲本市	377人	15日間
平成26年8月 阪神・丹波豪雨	丹波市	145人	9日間

(県外災害)

派遣を行った災害	派遣先	派遣延人数	期間
平成23年3月 東日本大震災	多賀城市、名取市、仙台市、石巻市	688人	37日間
平成28年4月 熊本地震	益城町、大津町	525人	84日間
平成28年10月 鳥取県中部地震	倉吉市	151人	25日間

(和歌山県)

- 平成23年台風12号での経験を踏まえ、住家被害認定業務についての必要な知識と技術を備えた者を事前に養成するため「和歌山県住家被害認定士制度」を平成24年度に創設（目標：平成28年度末までに1,000人を養成）。
- 目標数は3連動地震による被害想定を参考に算出
※住家被害認定士養成数（平成29年9月末）：1,321人
(内訳) 市町村職員数 925人、民間建築士数 259人、県職員数 137人
- 被害の少ない市町村から被害の大きい市町村への応援派遣ができるような体制づくりを実施。
- 平成28年度までに各市町村職員数の1割程度の職員が住家被害認定士の研修を受講するよう各市町村に依頼。

5. 罹災証明書の交付会場の想定

会場を設営して罹災証明書を交付する場合には、交付会場に求められる規模や条件を整理し、事前に候補を選定しておきます（第5章4. 参照）。

(この項目で検討する事項)

- ①規模や条件
- ②資機材等の準備
- ③優先使用に関する協定

①規模や条件

●罹災証明書を交付する会場については、以下のような条件を満たす会場を、会場の規模と交付対象となる住民の人数等を加味し、選定します。

- ◇ 会場数を複数設ける場合には、1会場あたりの申請者数は少なくなりますが、会場が1箇所である場合には、大きなスペースを確保できる施設が必要となります。

* 参考：会場の規模を想定した例（宮崎県宮崎市）

- ・ 被災戸数が100戸を下回る場合は、通常業務の延長線上の対応と位置づけており、本庁舎で交付する予定。
- ・ 被災戸数が100戸を上回るような大規模災害の場合には本庁舎に加え、各総合支所（4箇所）及び各地域センター等（10～11箇所）で交付する予定。

②資機材等の準備

●罹災証明書の交付会場には必要な以下の資機材等を準備します。

- ・ 申請書に記入するための机／待合スペースの椅子
- ・ パソコン／コピー機／プリンター／電話機
- ・ 罹災証明書の申請書

- ◇ その他、支援制度の案内を行う場合には関連する資料を用意します。また、整理券等による受付を行う場合には、それらに必要な整理券や受付案内板、拡声器等が必要となります。

③優先使用に関する協定

●交付会場の候補が選定できている場合には、災害発生時に使用できるよう交付会場の候補場所の管理者と優先使用に関する協定を締結します。

6. 広報

災害時の生活再建の混乱を軽減するため、罹災証明書の交付や被災者支援施策について、平時から広く住民に周知します。

(この項目で検討する事項)

- ①罹災証明書等に関する広報
 - ②地域住民に対する防災教育

①罹災証明書等に関する広報

- ホームページ、広報誌等の媒体を通じ、住民に対して罹災証明書等に関する情報を周知します。

＜周知する内容のポイント＞

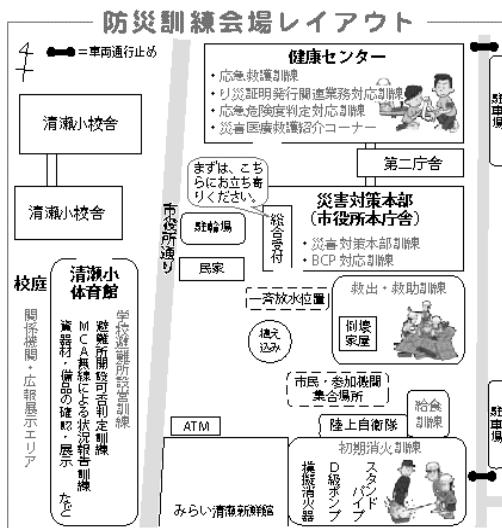
- ・ 被害認定調査の必要性（「家屋を早急に取り壊す場合、あらかじめ各自で家屋の写真を撮ってもらう」ことも記載する。）
 - ・ 署名証明書交付手続き及び署名証明書により様々な支援が受けられること
 - ・ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定等との違い
 - ・ 被災者支援施策の概要

②地域住民に対する防災教育

- 地域の住民に対して、罹災証明書の申請、住宅再建等のプロセスについて、防災教育の一環として、周知します。

*参考：総合防災訓練内で広報した例（東京都清瀬市）

- ・総合防災訓練の中で「り災証明書発行関連業務対応訓練」を実施し、市民に罹災証明書交付に関する業務を紹介した。



* 参考：防災関連イベント時に広報した例（神奈川県茅ヶ崎市）

- ・平成26年10月26日に、「ちがさき消防防災フェスティバル2014」を開催。
- ・専用のブースを設け、フェスティバルの来場者に対して、罹災証明書に関する説明を行った。

